

出産育児一時金の支給要件

■ 出産育児一時金の支給要件

被保険者本人が出産した場合は出産育児一時金が支給され、被扶養者が出産した場合は家族出産育児一時金が支給されます。

一時金の対象となるのは、妊娠4カ月(85日)以上の出産で、早産、死産、流産、人工妊娠中絶(経済的理由によるものも含む)も含まれます。

<資格喪失後に出産した場合>

被保険者の資格を失った場合でも、資格喪失日の前日(退職日等)までに被保険者期間が継続して1年以上あり、資格喪失後6カ月以内に出産した場合は、出産育児一時金の支給を受けることができます。

■ 支給額

1児につき500,000円が支給されます。ただし、産科医療補償制度に加入する医療機関等において、在胎週数22週に達した日以後の出産(死産を含む。)でない場合にあっては488,000円が支給されます。

(流産は在胎週数22週未満において生ずるものであり、人工妊娠中絶も在胎週数22週未満において行われるものであることから、これらの場合は、488,000円が支給されます。)

出産育児一時金を医療機関等へ直接支払う制度、医療機関が代理に受け取る制度があります。

■ 直接支払制度

直接支払制度は、出産育児一時金を医療機関等の窓口で支払う出産費用に充てることのできるよう、出産育児一時金を保険者(健保組合)から医療機関等に直接支払う制度です。直接支払制度を利用される場合には、出産を予定している医療機関等と出産育児一時金の支給申請および受取に係る代理契約を締結する必要があります。(「直接支払調度の利用に係る合意文書」の内容に同意していただく必要があります。)

※1 直接支払山度を利用できない医療機関等があります。詳しくは出産を予定している医療機関等にお問い合わせください。

※2 出産費用によって、医療機関等の窓口での支払い等の手続きが異なります。詳しくは次のとおりです。

○ 出産費用が500,000円(または488,000円)を超えた場合

出産育児一時金500,000円(または488,000円)を医療機関等にお支払いしますので、被保険者は出産育児一時金を超えた額を医療機関等の窓口でお支払いすることとなります。

■ 受取代理人制度

受取に代人制度は、本来、被保険者が受けるべき出産育児一時金を医療機関等が被保険者に代わって受け取る制度です。

※1 受取代理人制度を利用できない医療機関等があります。詳しくは出産を予定している医療機関等にお問い合わせください。

※2 出産費用によって、医療機関等の窓口での支払い等の手続きが異なります。詳しくは次のとおりです。

○ 出産費用が500,000円(または488,000円)を超えた場合

出産育児一時金500,000円(または488,000円)を医療機関等にお支払いしますので、被保険者は出産育児一時金を超えた額を医療機関等の窓口でお支払いすることとなります。

○ 出産費用が500,000円(または488,000円)以下の場合